

在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律

[施行 2009. 6. 20]

[法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

第 1 条(目的) この法律は、在外同胞の大韓民国への出入国及び大韓国内における法的地位を保障することを目的とする。

第 2 条(定義) この法律において「在外同胞」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 大韓民国の国民であつて外国の永住権を取得した者又は永住する目的で外国に居住している者(以下、「在外国民」という。)

2. 大韓民国の国籍を保有していた者(大韓民国政府樹立以前に国外へ移住した同胞を含む)又はその直系卑属であつて外国国籍を取得した者のうち大統領令が定める者(以下、「外国国籍同胞」という。)

第 3 条(適用範囲) この法律は、在外国民及び出入国管理法第 10 条の規定による滞留資格のうち在外同胞滞留資格(以下、「在外同胞滞留資格」という。)を有する外国国籍同胞の大韓民国への出入国及び大韓国内における法的地位に関して適用する。

第 4 条(政府の責務) 政府は、在外同胞が大韓国内において不当な規制及び待遇を受けないよう必要な支援を行わなければならない。

第 5 条(在外同胞滞留資格の付与)①法務部長官は、大韓国内において活動しようとする外国国籍同胞に対し、申請により在外同胞滞留資格を付与することができる。

②法務部長官は外国国籍同胞が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、前 1 項の規定による在外同胞滞留資格を付与しない。但し、第 1 号又は第 2 号にあたる外国国籍同胞が 36 歳に達したときは除く。

1. 直系尊属が外国に永住する目的なく滞留中に出生し、外国国籍を取得することにより二重国籍者となった男子が兵役を忌避する目的で、法律第 7499 号国籍法一部改定法律の施行以前の同法第 12 条の二重国籍者の国籍選択義務により 18 歳になる年の 1 月 1 日以前に大韓民国国籍を離脱して外国人になった場合

2. 大韓民国の男子が兵役を忌避する目的で外国国籍を取得し、大韓民国国籍を喪失して外国人になった場合

3. 大韓民国の安全保障、秩序維持、公共の福祉、外交関係等大韓民国の利益を害するおそれがある場合

③法務部長官は、前 1 項及び 2 項の規定により在外同胞滞留資格を付与する場合には、大統領令が定めるところにより、外交通商部長官と協議しなければならない。

④在外同胞滞留資格の取得要件及び在外同胞滞留資格を取得した者の活動範囲は、大統領令で定める。

第 6 条(国内居所申告)①在外国民及び在外同胞滞留資格で入国した外国国籍同胞は、この法律の適用を受けるため必要な場合には、大韓国内に居所を定め、その居所を管轄する出入国管理事務所長

(以下、「事務所長」という。)又は出入国管理事務所出張所長(以下、「出張所長」という。)に国内居所申告をすることができる。

②前項の規定により申告した国内の居所を移転したときは、14日以内にその事実を新居所が所在する市、郡、区の長又は新居所を管轄する事務所長又は出張所長に申告しなければならない。

③前2項の規定により居所移転申告を受けた事務所長又は出張所長は、新居所が所在する市・郡・区の長に対し、また、市・郡・区の長は新居所を管轄する事務所長又は出張所長に対し、各々その事実を知らせなければならない。

④国内居所申告書の記載事項、添付書類、その他申告手続きに関する必要な事項は大統領令で定める。

第7条(国内居所申告証発給等)①事務所長又は出張所長は、第6条の規定により国内居所申告をした在外国民及び外国国籍同胞に対し、国内居所申告番号を付与し、次の各号の区分により国内居所申告証を発給する。

1. 在外国民:在外国民国内居所申告証
2. 外国国籍同胞:外国国籍同胞国内居所申告証

②前項の国内居所申告証には、次の各号の事項を記載する

1. 国内居所申告番号
2. 姓名
3. 性別
4. 生年月日
5. 国籍
6. 居住国
7. 大韓国内の居所等

③事務所長又は出張所長は大統領令が定めるところにより、国内居所申告台帳及びその他の関係書類を作成し保存しなければならない。

④第1項の規定により国内居所申告証を発給された後、紛失・毀損その他大統領令が定める事由により再発給を受けようとする者は、事務所長又は出張所長に再発給の申請をしなければならない。

⑤事務所長又は出張所長及び市・郡・区の長は、第6条の規定により国内居所申告をした事実がある者に対し、法務部令の定めるところにより、国内居所申告事実証明を発給することができる。

⑥第1項及び第4項の規定による国内居所申告証の発給・再発給及び第5項の規定による国内居所申告事実証明の発給を申請する者は、法務部令が定める手数料を納付しなければならない。

第8条(国内居所申告証の返納) 在外同胞が国内居所申告証を所持する必要がなくなったときは、大統領令が定めるところにより、その事由が発生した日から14日以内に事務所長又は出張所長に国内居所申告証を返納しなければならない。

第9条(住民登録等との関係) 法令に定められた各種手続き及び取引関係等において住民登録証、住民登録簿・抄本、外国人登録証又は外国人登録事実証明を要する場合、国内居所申告証又は国内居所申告事実証明によりこれに代えることができる。

第 10 条(出入国及び滞留)①在外同胞滞留資格による滞留期間は、**最長3年まで**とする。

②法務部長官は、前項の規定による滞留期間を超えて国内に継続して滞留しようとする外国国籍同胞に対し、大統領令が定めるところにより滞留期間延長許可をすることができる。但し、第5条第2項の各号のいずれかの事由に該当する場合は許可しない。

③国内居所申告をした外国国籍同胞が滞留期間内に出国し、再入国する場合は、出入国管理法第 30 条の規定による再入国許可を要しない。

④大韓国内の居所を申告し、又はその移転申告をした外国国籍同胞に対しては、出入国管理法第 31 条の規定による外国人登録及び同法第 36 条の規定による滞留地変更申告をしたものとみなす。

⑤在外同胞滞留資格を付与された外国国籍同胞の就業その他の経済活動は、社会秩序又は経済安定を害しない範囲内において自由に許容される。

第 11 条(不動産取引等)①国内居所申告をした外国国籍同胞は、外国人土地法第 4 条第 2 項第 1 号の規定による場合を除き、大韓国内において不動産の取得・保有・利用及び処分を行う場合において大韓民国の国民と同等の権利を有する。但し、外国人土地法第 4 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条の規定による申告をしなければならない。

②国内居所申告を行った外国国籍同胞が不動産実権者名義登記に関する法律の施行以前に名義信託約定により名義受託者名義で登記し、又は登記することとした不動産に関する物権を、この法律の施行後 1 年以内に不動産実権者名義登記に関する法律第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により実名で登記し、又は売却処分等を行った場合は、同法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用しない。

第 12 条(金融取引) 国内居所申告を行った在外同胞は、預金・積金の加入、利率の適用、入金及び出金等国内金融機関の利用につき、外国為替取引法上の居住者である大韓民国国民と同等の権利を有する。但し、資本取引申告等に関する外国為替取引法第 18 条の場合は除く。

第 13 条(外国為替取引) 在外国民が次の各号のいずれかに該当する支払手段を輸出し、又は外国に支払う場合、外国為替取引法第 15 条及び第 17 条を適用するにおいて、在外国民は外国国籍同胞と同等の待遇を受ける。

1. 外国に居住する前から所有していた国内の不動産を売却し、又は土地収用により処分した場合、その売却又は処分代金
2. 外国から国内に輸入し、又は国内に支払った支払手段

第 14 条(医療保険) 国内居所申告を行った在外同胞が 90 日以上大韓国内に滞留する場合、医療保険関係法令が定めるところにより医療保険の適用を受けることができる。

第 15 条 削除(2000 年 12 月 30 日)

第 16 条(国家有功者・独立有功者及びその遺族の報償金) 外国国籍同胞は、国家有功者等待遇及び支援に関する法律又は独立有功者待遇に関する法律の規定による報償金を受けることができる。

第 17 条(過怠料)①第 6 条第 2 項の規定に違反し、国内居所移転事実を申告しなかった者は、200 万ウォン以下の過怠料に処する。

②第 8 条の規定に違反し、国内居所申告証を返納しなかった者は、100 万ウォン以下の過怠料に処する。

③前1項又は 2 項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところにより、事務所長又は出張所長がこ

れを賦課・徴収する。

- ④ 削除(2008年12月19日)
- ⑤ 削除(2008年12月19日)
- ⑥ 削除(2008年12月19日)

<附則> [第 9140 号 2008 年 12 月 19 日]

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律

[\[施行 2009. 6. 20\]](#) [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]